



はじめに

このたびのおケガにつきまして、お見舞い申し上げます。
おケガの補償についてご案内いたしますので、本状をご一読ください。
一日も早く全快されますよう、心からお祈り申し上げます。

ご加入いただいている保険によって請求方法が異なりますので、ご自身の契約内容ならびに下記を参照の上、ご請求をお願いします。

確認1 搭乗者傷害保険 にご加入のお客さま

ご契約の車両・バイクに搭乗中の事故ですか？

いいえ



搭乗者傷害保険は対象外となります。

確認3をご確認ください。

▼ はい

別紙 **搭乗者傷害保険のご請求方法について** をご覧ください。

⚠ ご確認ください

今回ファミリーバイク特約が対象となるお客さまは対象外です。

確認2 自損事故保険 にご加入のお客さま

お相手がいる事故ですか？

いいえ



▼ はい

お相手は自動車・バイク(原付含む)ですか？

いいえ



▼ はい

お互いに責任がある事故ですか？ *

いいえ



▼ はい

自損事故保険は対象外となります。

別紙 **自損事故保険のご請求方法について** をご覧ください。

⚠ ご確認ください

今回ファミリーバイク特約ご契約のお客さまも別紙の自損事故保険のご請求方法についてをご覧ください。

* お相手に追突をされてしまった事故など、お客さまに責任がない事故については、自損事故保険は対象外となります。

確認3

下記のお客さまは裏面をご確認いただき、お客さまご自身で治療費などのご請求を行ってください。

- 1 自損事故保険が **対象外** のお客さま
- 2 事故の相手方が保険に入っていない、またはお相手の保険会社からおケガについて対応を受けられていないお客さま

裏面をご覧ください。

ご同乗者様が、おケガをされている場合にも弊社までご一報ください。

確認3 に該当するお客さまへ

相手方の自賠責保険(相手方が自賠責保険未加入の場合には政府の保障事業)へ請求することで、保険金(損害のてん補)が支払われる可能性があります。



**相手方が
自賠責保険に加入の
場合**



**相手方が
自賠責保険に未加入
または、
ひき逃げ事故*に
あわれた場合**

*ひき逃げ事故とは
加害運転者が加害車両とともに逃走して不明の場合の
事故のことで、歩行者をひいて逃げただけでなく、自動車
同士が接触・衝突して被害者を負傷させたあと逃走した
場合なども含みます。

▼ 相手方の自賠責保険への請求方法

1 相手方の自賠責保険会社を確認する
相手方へ直接確認する、または交通事故証明書で
ご確認いただけます。

交通事故証明書の入手方法

警察へ届出を行った後、自動車安全運転センターにて発行申請を行うことができます。各都道府県の自動車安全運転センター窓口もしくは、自動車安全運転センターのホームページから申請を行うことができます。

2 相手方の自賠責保険会社へ請求の
連絡を行い、請求資料を送付して
もらう
自賠責保険会社へ連絡する場合「事故にあって負傷
した、被害者請求を行う」とお伝えください。

3 相手方の自賠責保険会社から送られ
てきた請求書類に従って請求を行う
不明点などがあれば直接自賠責保険会社にご確認
いただけます。

▼ 政府の保障事業の請求方法

**自賠責保険から補償を受けられない場合でも、
政府の保障事業へのご請求が可能です。**

政府の保障事業とは、自賠責保険(共済)による救済の対象とならない「ひき逃げ事故」や「無保険(共済)事故」にあわれた被害者に対し、被害者が受けた損害を国(国土交通省)が加害者に代わっててん補(立替払い)する制度です。

1 政府の保障事業を取り扱う最寄りの
損害保険会社へ請求の連絡を行う
政府の保障事業は、自賠責保険を取り扱う損害保険
会社で対応を行っています。
※弊社では取り扱いをしておりません。

2 保険会社から送られてきた請求書類
に従って請求を行う